

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
53	5 保育園・子育て支援施設	保育園	第一保育園	S56					⑫検討 ↓ ①建替え	保育園等施設整備計画に基づき、第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統廃合に向け、プロポーザル方式により整備、運営事業候補者を決定していく。	保育園等施設整備計画								
											位置選定、整備手法の決定、法人選定								
											保育園整備								
54	5 保育園・子育て支援施設	保育園	第二保育園	S57					⑫検討 ↓ ①建替え	保育園等施設整備計画に基づき、第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統廃合に向け、プロポーザル方式により整備、運営事業候補者を決定していく。	保育園等施設整備計画								
											位置選定、整備手法の決定、法人選定								
											保育園整備								
55	5 保育園・子育て支援施設	保育園	山居町保育園	S54					⑫検討 ↓ ①建替え	保育園等施設整備計画に基づき、第一保育園、第二保育園、山居町保育園の統廃合に向け、プロポーザル方式により整備、運営事業候補者を決定していく。	保育園等施設整備計画								
											位置選定、整備手法の決定、法人選定								
											保育園整備								
56	5 保育園・子育て支援施設	保育園	岩船保育園	S61					⑫検討 ↓ ③現状維持	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画								
57	5 保育園・子育て支援施設	保育園	瀬波保育園	H7					⑫検討 ↓ ③現状維持	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
58	5 保育園・子育て支援施設	保育園	山辺里保育園	H17					⑫検討 ↓ ⑬現状維持	山辺里子育て支援センター機能を併設。今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←	←	←	←	←	←	←	←
59	5 保育園・子育て支援施設	保育園	金屋保育園	S58					⑫検討	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。児童の推移を見ながら長期的な視点に立って、定員の見直しや統廃合などの検討を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←	←	←	←	←	←	←	←
60	5 保育園・子育て支援施設	保育園	あらかわ保育園	H26			○		⑫検討 ↓ ⑬現状維持	指定管理による運営を継続する。今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。指定管理者制度を引き続き導入し安定的な運営を行う。	指定管理	←	←	←	←	←	←	←	←
											第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←	←	←	←	←	←	←	←
61	5 保育園・子育て支援施設	保育園	向ヶ丘保育園	H20			○		⑫検討 ↓ ⑬現状維持	指定管理による運営を継続する。今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。指定管理者制度を引き続き導入し安定的な運営を行う。	指定管理	←	←	←	←	←	←	←	←
											第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←	←	←	←	←	←	←	←
62	5 保育園・子育て支援施設	保育園	みのり保育園	H20			○		⑫検討 ↓ ⑬現状維持	指定管理による運営を継続する。今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。指定管理者制度を引き続き導入し安定的な運営を行う。	指定管理	←	←	←	←	←	←	←	←
											第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←	←	←	←	←	←	←	←

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
63	5 保育園・子育て支援施設	保育園	猿沢保育園	H7					⑫検討	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。児童の推移を見ながら長期的な視点に立って、定員の見直しや統廃合などの検討を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
64	5 保育園・子育て支援施設	保育園	館腰保育園	S61					⑫検討	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。児童の推移を見ながら長期的な視点に立って、定員の見直しや統廃合などの検討を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
65	5 保育園・子育て支援施設	保育園	高南保育園	H2					⑫検討	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。児童の推移を見ながら長期的な視点に立って、定員の見直しや統廃合などの検討を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
66	5 保育園・子育て支援施設	保育園	山北そらいろ保育園	H16					⑫検討 ↓ ③現状維持	今後の運営や整備方針について、保育園等施設整備計画策定において検討。 施設及び設備を適宜修繕等を行い維持管理を行う。	第4次計画策定作業								
											保育園等施設整備計画	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
67	5 保育園・子育て支援施設	保育園	旧坂町保育園	S47					⑨用途廃止済	保育園としての用途を廃止し、民間団体へ建物の一部を貸し出している。	貸付	←							

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
68	5 保育園・子育て支援施設	保育園	旧塩谷保育園	S48					⑨用途廃止済	保育園としての用途を廃止し、建物のみが残存している。 令和4年度解体工事設計業務委託。令和8年度以降解体工事。解体後、教育財産へ用途変更。	施設解体し、教育財産へ用途変更								
69	5 保育園・子育て支援施設	保育園	旧塩野町保育園	S59					⑨用途廃止済	保育園としての用途を廃止し、建物のみが残存している。 老朽化が著しいため、解体及び解体後の有効活用を検討する。	有効活用の検討								
											方針決定								
462	5 保育園・子育て支援施設	保育園	旧緑町保育園	S51					⑨用途廃止済	平成7年度まで開園、令和5年度まで施設の一部を社会福祉協議会使用。敷地の一部を防災倉庫として利用している自治会へ使用許可を行っている。 建物の老朽化が著しいため、解体し、解体後の有効活用を検討する。	有効活用の検討								
											方針決定								
		保育園の数	18																

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。